

岐阜県公報

第千八百三十八号
平成十九年四月二十日

(金曜日)

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	三〇三
医療扶助のための施術担当機関の指定	(健康福祉政策課)	三〇三
生活保護法に基づく指定介護機関の名称等変更の届出	(同)	三〇四
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	三〇四
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知	(同)	三〇三
道路の供用開始	(道路維持課)	三〇六
道路の区域変更	(同)	三〇七
建築基準法に基づく道路の位置指定	(建築指導課)	三〇九
美濃加茂市の区域内の町及び字の区域及び名称変更	(中濃振興局)	三〇〇
保安林の指定予定	(飛騨農林事務所)	三〇〇
危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防課)	三二〇
落札者等に関する公示	(税務課)	三二二
同	(保健医療課)	三二二
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業流通課)	三二二
基本測量の実施	(用地課)	三二三
基本測量の終了	(同)	三二三
開発行為の工事の完了	(建築指導課)	三二三
土地改良区役員の退任及び就任	(西濃農林事務所)	三三四
土地改良区の変更に認可	(同)	三三五
土地改良区役員の退任及び就任	(中濃農林事務所)	三三五
土地改良区の変更に認可	(可茂農林事務所)	三三五

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (土曜日は翌日)

告示

岐阜県告示第三百三十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
日興商事株式会社	柳原利行	大垣市和合本町二丁目一四〇番地	平成一九・三・三一

岐阜県告示第三百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
はり・きゅう・マッサージ 平田治療院	平田真宏	中津川市付知町三二二三	平成一九・四・一

平成十九年四月二十日

ゆりりマツサージ治療院	宮武和代	養老郡養老町養老二二四 一六六	同
はりきゅう指圧ツゲ治療院	柘植健次	惠那市長島町中野六九一 一一二	同
川本一本鍼灸院	川本晴之地	揖斐郡池田町砂畑一六番	同

岐阜県告示第三百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関の所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	開設者	所在地	変更年月日
ココロあすなるマツサージ	藤城秀利	惠那市岩村町一六六〇	平成一九・四・一

岐阜県告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
岐阜市大字石谷字北山五六二、五六三、五七二の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
岐阜市大字打越字北山六三の二の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字岩利字西山一三八九の一、一三九〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字難倉字西洞一〇六六の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市岩田坂二丁目二〇四四の一、二〇四五の一、二〇四六、二〇四七、二〇五二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市岩田坂二丁目二〇四四の一、二〇四五の一、二〇四六、二〇四七、二〇五二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市迫間字登ヶ洞三六一三、三六一四の三、三六一〇、三六一一の二、三六二三、三六二四、三六二八、三六一一・三六一四の一・三六二七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市板取字黒谷三〇七九の四一、三〇七九の四二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市板取字下三洞五八四〇の一四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市洞戸高賀字添又一四一七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市神野字西谷一三〇〇、一三〇一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字田尻ノ洞一三四六六の一、一三四六六の二、一三四七一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
関市上之保字向ヶ洞六〇九三の二、六〇九四、六一〇〇

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字小郷東三の六三七から三の六四四まで、三の六四七から三の六五四まで、四の一六一

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字紙漣垣戸五六二の六一、六一の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字伊勢戸雑二二七の八、二二七の二〇、二二三三、二二三三の二、二二三三の二、二二三三の三、二二三三の九、二二四〇、二二四一、二二四四、二二四六、二二四七の二、二二四七の二、字外ヶ洞二二五〇の二、二二七〇、二二七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市神坂字恵下一三九九から一四〇三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字川向三三五七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町字大小屋九八九の一、九八九の二五二から九八九の二五四まで、九八

九の二五六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字高井戸一三五四の二、一三五四の四、一三五四の一・一三五四の三・一三六〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字竹ノ上一五一七の六から一五一七の八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市葛原字田島一九二一、一九二五、一九二六、一九三三の一、一九三五、一九八五、一九八六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市根尾高尾字門脇五四八の四から五四八の六まで、五四八の一六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市根尾越波字折越六九六の一六、七〇九の六

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本県市佐原字千度洞四七の一、字寺浦一一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本県市根尾小鹿字間平六六九の九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市根尾上大須字廻り谷一六四二の一〇、一六四二の二三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町落部字板取九一四の四八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

関市板取字川浦四六〇二の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高山市朝日町西洞字下島谷一六〇八の二、字夕暮一六二二の二
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多治見市月見町三丁目七〇、七三の一

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土岐市鶴里町柿野字日山平一〇六二の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土岐市鶴里町柿野字扇洞一四一の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土岐市鶴里町柿野字寺洞二八八一の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

瑞浪市土岐町字長倉五〇二の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市小坂町赤沼田字大念仏一八八八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐にかかる伐採種は、定めない。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
一般国道	四百十八号	山県市大字中洞字榎瀬屋敷四四九番二地先から 同市大字同字火打岩三〇番四地先まで	四二・〇	平成一九・四・一〇	平成一三・二・二〇
		山県市大字中洞字東杉下五五番一地先から 同市大字同字野寺一番五地先まで	一五〇・〇		

岐阜県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の決定又は 変更の告知 年月日 ほか)
県道	本山東線	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬字東屋敷一七五三番地先から	同郡同町同字外河原一七六〇番二七地先まで	一三・五〇	平成一九・四・二〇	平成二〇・三・五

岐阜県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	---	---	----------------	---------------------	--------------	----

県道

坂福
下岡線

中津川市川上字上平一四九一番七地先から

同市同字同二八九六番地先まで

後

前

一〇・五
二七・五

一五〇・七

岐阜県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の決定又は 変更の告知 年月日 ほか)
一般 国道	三三六十六 三三三	恵那市岩村町字一色二二三一 番一地先から	同市同町字同二二五四 番一地先まで	三三・五	平成一九・四・二〇	平成一七・一・七

岐阜県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

一般 国道 四百七十 一号	飛騨市宮川町大無雁字上ノ平 一〇八七番一地从先から 同 市同 町同 字どんた いら一四七番一地从先まで	四・五	平成 一九・四・二〇	平成 一九・二・二三
------------------------	--------------------------------------------------------------	-----	---------------	---------------

岐阜県告示第三百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指定
四 羽島市正木町須賀字道下二二六番	四・二五	三三・〇〇	岐建築第三 八号の二六	平成 一九・一・一九
四 本巣郡北方町芝原中町三丁目一〇番	四・五〇	二・九	岐建築第三 八号の二七	同 一・三
瑞穂市牛牧字明治一〇〇一番六	五・〇〇	三三・九	岐建築第三 八号の二八	同
瑞穂市牛牧字札木八〇六番一	四・〇〇	三三・六	岐建築第三 八号の二九	平成 一九・二・二
瑞穂市牛牧字札木八〇六番一	四・〇〇	四・七	岐建築第三 八号の二九	同
瑞穂市祖父江字伯母塚中一四六番八	四・六〇	二五・八三	岐建築第三 八号の三〇	平成 一九・二・二四
瑞穂市牛牧字明治一〇〇番四	四・八〇	三三・九	岐建築第三 八号の三一	同 二・六
四 羽島市正木町曲利字村前一七四番	六・〇〇	三三・四	岐建築第三 八号の三一	同 三・三
瑞穂市只越字天王東一二五一番四	四・〇〇	三三・九五	岐建築第三 八号の三三	同 三・六

西濃建築事務所

瑞穂市穂積字中原一四六九番四	四・三三	三三・九	岐建築第三 八号の三四	同 三・二〇
瑞穂市古橋字若宮一五七九番四	六・〇二	五・三	岐建築第三 八号の三五	同 三・二
瑞穂市古橋字長刀一六八五番四	六・〇二	五・〇九	岐建築第三 八号の三六	同 三・二
四 羽島市竹鼻町狐穴字弁天一九六八番	五・〇〇	二〇・元	岐建築第三 八号の三七	同 三・七

中濃建築事務所

安八郡神戸町大字神戸字大円坊一〇八三番一	四・〇〇	三三・〇〇	西建築第八 五号の一六	平成 一九・三・二三
揖斐郡大野町大字小衣斐字村之内一七三番四	六・〇〇	一〇・元	西建築第八 五号の一七	同 三・二〇
揖斐郡大野町大字黒野字野田一三一九番四	六・〇〇	六・七五	西建築第八 五号の一八	同 三・三〇

飛騨建築事務所

関市春里町二丁目七二番四	五・〇〇	三三・六	中建築第二 八号の二二	平成 一九・一・二五
美濃加茂市本郷町二丁目字切通橋下二〇〇七番一二	六・〇〇	三・八四	中建築第二 八号の二三	同 一・三
関市塔ノ洞字稻荷前一三五八番一一	六・〇〇	六・七五	中建築第二 八号の二四	同 二・六
関市倉知字池傍一六三三番四	六・〇〇	六・七	中建築第二 八号の二五	同 三・七
飛騨市古川町東町五番一七	六・〇〇	四・三	飛建築第九 六号の二	平成 一九・一・一九

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、美濃加茂市の区域内の町及び字の区域及び名称を変更した旨美濃加茂市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町及び字の区域及び名称は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する町及び字	新たに画する町及び字の区域に含まれる従前の町及び字
本郷町一丁目	本郷町一丁目字二子の一部、字切通の一部、字切通橋下の一部
本郷町九丁目	本郷町一丁目字切通の一部、九丁目字切通橋下の一部、字薬師下の一部
本郷町一丁目字切通橋下	本郷町一丁目字二子の一部

この処分は、美濃加茂市古井小北土地区画整理組合による土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 揭示場

可茂総合庁舎及び美濃加茂市役所

二 揭示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 揭示期間

平成十九年四月二十日から
同 年五月十一日まで

岐阜県告示第三百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次

の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町池之保字ツチトヨ二四九、字カンバ尾二五〇の一、二五〇の三、二五〇の四、字池之原二五三の一から二五三の三まで、丹生川町若井谷字細豊二二〇九の一、二二〇九の二、二二二〇、字ジャダシ二二二一、字横手二二二六、字スリハチ二二二七、二二二八

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、高山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二十三に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

講習会場	日	時	種別	場 所	定 員
飛驒会場 平成十九年六月 二十一日(木)		午後一時三十分から	給取	高山市上岡本町 飛驒総合庁舎	一八〇人
		午後九時三十分から	給取		
東濃会場 平成十九年六月 十九日(火)		午後一時三十分から	給取	恵那市長島町 恵那総合庁舎	一八〇人
		午後四時三十分まで	以外		
岐阜会場 平成十九年六月 十四日(木)		午後一時三十分から	給取	岐阜市藪田南 岐阜県シンクタンク 庁舎	二二五人
		午後四時三十分まで	以外		
中濃会場 平成十九年六月 十二日(火)		午後一時三十分から	給取	美濃市生櫛 中濃総合庁舎	一八〇人
		午後四時三十分まで	以外		

- 一 講習の種類及び種別
甲種、乙種及び丙種危険物取扱者を対象とする次の講習
- 1 給油取扱所において危険物取扱作業に従事している者を対象とする講習（以下「給取」という。）
- 2 給油取扱所以外の危険物施設において危険物取扱作業に従事している者を対象とする講習（以下「給取以外」という。）
- 二 講習の日時、種別、場所及び定員

講習会場	日	時	種別	場 所	定 員
大垣会場 平成十九年六月 二十八日(木)		午後一時三十分から	給取	大垣市新田町 大垣市民会館	一八〇人
		午後四時三十分まで	給取		
大垣会場 平成十九年六月 二十九日(金)		午後一時三十分から	給取	大垣市新田町 大垣市民会館	一八〇人
		午後四時三十分まで	給取		
岐阜会場 平成十九年七月 五日(木)		午後一時三十分から	給取	岐阜市藪田南 岐阜県シンクタンク 庁舎	二二五人
		午後四時三十分まで	以外		

三 受講申請書の受付
受講申請書は、平成十九年四月二十三日(月)から同年五月十一日(金)までの間、〒五〇〇 八七〇八岐阜市司町一番地岐阜総合庁舎内社団法人岐阜県危険物安全協会及び各地区危険物安全協会(各消防本部内)で受け付けます。
なお、郵送による場合は、平成十九年五月十一日までの消印のあるものに限り受け付けます。

四 受講申請書及び講習案内の請求先
ただし、定員に達した場合は、受付期間中であっても受付を締め切ります。
社団法人岐阜県危険物安全協会若しくは各地区危険物安全協会(各消防本部内)又は岐阜県消防課に請求してください。
なお、郵送を希望する場合は、あて先を明記し、百二十円分の切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

五 その他講習の詳細については、講習案内を参照してください。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 税務事務情報管理システム維持管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 名古屋市中区錦2丁目17番21号
株式会社エヌ・ライ・ライ・データ東海
代表取締役社長 中村 充孝
- 6 契約金額 59,220,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課
(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 貸借物品の名称及び予定数量 寝具及び病衣 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成19年2月16日
- 4 落札者を決定した日 平成19年3月28日

落札者の住所及び氏名 郡上市白鳥町白鳥1063番地の14

カネコ株式会社
代表取締役 金子 昌伸

6 落札金額 54,746,441円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県総合医療センター事務局長事務課用度担当
- (2) 所在地 岐阜市野一色4丁目6番1号

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成十九年四月二十日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出する必要がある。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日 平成十九年四月六日
- 二 届出者の氏名又は名称 ゲンキー株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 (仮称)ゲンキー関下有知店
関市下有知今宮南一六六一番地 一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日 平成十九年十二月十三日
- 五 店舗面積 二、五九一平方メートル

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日 岐阜県指令岐建築第五九号の一八四〇〇二一 平成一九・一・一〇</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 山県市大字西深瀬字八京二四七三番から二四七七番まで、二四七九番、二四八〇番、二四八一番二及び二五〇九番一</p>	<p>公共施設の種類の 緑地</p>	<p>公共施設の位置及び区域 開発登録簿による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名 新瀧市清水四五〇一番地一 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎</p>	<p>同西建築第六三号の六 安八郡安八町東結字芝原東一五〇六番 道路 同 大垣市赤坂町八三一番五</p>
<p>六 駐車場の収容台数 一四一台</p> <p>七 荷さばき施設の面積 五五平方メートル</p> <p>基本測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。 平成十九年四月二十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 作業機関 国土交通省国土地理院</p> <p>二 作業種類 基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)</p> <p>三 作業期間 平成十九年四月九日から 同二十年三月二十四日まで</p> <p>四 作業地域 県内全域</p>					
<p>基本測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省 国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。 平成十九年四月二十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 作業機関 国土交通省国土地理院</p> <p>二 作業種類 基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)</p> <p>三 作業期間 平成十八年四月二十日から 同十九年三月二十三日まで</p> <p>四 作業地域 県内全域</p> <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により公示する。 平成十九年四月二十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>					

同 一八・一〇・一〇	四				
同 西建築第六四号の二 同 一八・七・二八 同 西建築第六六号の 一四 同 一八・一一・二五	揖斐郡池田町本郷字番城八八三番外二 一筆	道路、緑地 水路、消防 の用に供す る貯水施設	同	同	株式会社アメリティブランニング 代表取締役 早崎勝彦
同 西建築第六〇号の二 同 一七・七・八 同 西建築第六二号の 七 同 一七・一一・一五	同 郡大野町大字黒野字小田町二五番 三外一筆	緑地	同	同	福井県坂井郡丸岡町東陽二丁目九七番地 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永賢一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	旧六ヶ村	平成 一六・八一	監事	田中精太郎	住	海津市南濃町志津新田四九七番地三
-------	------	-------------	----	-------	---	------------------

就任した役員

土地改良区	旧六ヶ村	平成 一六・八一	監事	藤田博巳	住	海津市南濃町津屋二二八五番地一
-------	------	-------------	----	------	---	-----------------

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	旧十三ヶ村	平成 一六・八五	理事	大倉繁一	住	海津市南濃町志津 八七八番地
-------	-------	-------------	----	------	---	-------------------

就任した役員

土地改良区	旧十三ヶ村	平成 一六・八五	理事	河合省三	住	同 駒野 一二二五番地
-------	-------	-------------	----	------	---	-------------------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
神 戸 町 南 部 土 地 改 良 区	平 成 一 九 ・ 四 ・ 二 〇

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区				

中濃用水東部土地改良区	平成一九・三・三	理事	辻 信 夫	関市植野五六三番地一
同		同	中 村 雅 秋	同 千 疋 五 一 番 地
同		同	永 田 慶 司	同 植 野 一 三 三 三 番 地 一

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区				

中濃用水東部土地改良区	平成一九・四・一	理事	武藤正剛	関市千疋八〇〇番地二
同		同	永田宗夫	同 植野二二一番地三
同		同	辻 和 信	同 植野五六九番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
川 辺 町 木 曾 川 右 岸 用 水 土 地 改 良 区	平 成 一 九 ・ 四 ・ 一 〇

平成十九年四月二十日印刷
平成十九年四月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社